

12. 「保育士登録済通知書」の発送および受取り後の確認

申請先都道府県知事による登録決定（3月末）を受け、「保育士登録済通知書」（以下「通知書」。11ページ【保育士登録済通知書のサンプル】を参照）をはがきで発送します。

【ご注意】

(1) 「通知書」の送付先

申請書に記入された連絡先住所あて発送します。申請後に住所変更があった場合は、直ちに郵便局に転居届の手続きを行い、「通知書」を転送先でお受取りください。（当センターへの連絡は不要です。）

(2) 「通知書」が4月7日（月）を過ぎても配達されない場合 4月8日（火）～10日（木）の間に、申請者本人より当センターまでご連絡ください。

(3) 「通知書」記載内容の確認

保育士証（6月発送予定）にも同じ内容が記載されるため、必ず氏名・本籍地都道府県・生年月日を確認してください。誤りや変更がある場合は、「通知書」の案内に従い、期限までに手続きを行ってください。（期限までに手続きのない場合、保育士証は「通知書」の記載どおりに交付されます。）

【保育士登録済通知書のサンプル】（圧着はがき）

<p style="text-align: center;">保育士登録済通知書</p> <p>本通知書は、保育士証がお手元に届くまでの間、保育士登録がなされたことを暫定的に証明するもので、有効期限は作成日から3ヶ月間です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【保育士証 記載事項】</p> <p>①氏名 : 保育士 花子 旧姓又は通称名 : (登録 花子) ※申請時に併記の希望がない場合 () 内は空欄となります。</p> <p>②本籍地 : ×××県 ③生年月日 : 平成××年××月××日 ④登録年月日 : 令和7年3月××日 ⑤登録先都道府県 : ×××県 ⑥登録番号 : ××-×××××××× (作成日: 令和7年3月××日)</p> </div> <p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> この通知書は、指定保育士養成施設を3月卒業（修了）見込で保育士登録申請した方にのみ発行されるものです。（再交付いたしませんので、取扱いにはご注意ください。） 保育士として業務に就く場合、勤務先に対してこの通知書を提示の上、「保育士登録は完了しており、6月中に保育士証が交付される予定である。」旨報告してください。（<u>保育士登録手続きを再度行わないでください。</u>） 保育士証の交付について <ol style="list-style-type: none"> 保育士証は、このはがきの有効期限内（6月初旬～中旬に、当センターより簡易書留郵便で発送いたします。） 配達時に不在の場合は、郵便局で1週間保管されますので、郵便局の不在連絡に従って手続きの上、お受け取りください。 保育士として業務に就く場合は、保育士証を勤務先に提示してください。 7月に入っても保育士証が届かない場合、直ちに申請者本人より当センターまでご連絡ください。 登録事務処理センター 	<p>■保育士証記載事項確認のお願い</p> <p>現在、前頁の内容で保育士証を作成準備中ですが、【保育士証記載事項】のうち、氏名、本籍地、生年月日について必ずご確認ください。次の1. または2. のいずれかに該当する場合には、下記の期限までに当センターへご連絡ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>締め切り：令和7年4月18日（金）当センター必着</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 記載内容に誤りがある場合 次の事項をA4の用紙に記入の上、郵便（封書）でご連絡ください。 ①氏名（*）、②登録番号、③卒業（又は修了）した指定保育士養成施設名、④令和7年3月卒業（又は修了）、⑤誤りの事項と正しい内容、⑥日中連絡可能な電話番号 *申請書に記入された漢字氏名が対応できない異体字の場合、正字体での登録となります。 氏名(旧姓・通称名も含む)、本籍地都道府県に変更のある場合 次の事項を、簡易書留郵便により当センターあてに送付してください。 ①「保育士登録申請書の変更事項届」（「保育士登録の手引き」13ページ：【別添2】を切取って、記入してください。） ②現在の「戸籍抄本」又は「戸籍の個人事項証明書」 ・発行日より6ヶ月以内のものがが必要です。 ・この書類だけで変更の経緯が確認できない場合は、以前の戸籍の証明書（除籍、改製原戸籍抄本等）も併せて添付してください。 <p>（ご注意）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育士証受取用住所のみ変更した場合、上記2. の手続きは不要です。（最寄りの郵便局に転居届を提出し、転送により保育士証をお受け取りください。） 登録先都道府県の訂正・変更はできません。
--	---

13. 「保育士証」の発送および受取り後の確認

(1) 「保育士証」の発送について

「保育士証」（12ページ【別添1】を参照）は6月初旬～中旬に簡易書留郵便にて送付されます。

【ご注意】：

- 配達時に不在の場合は、郵便局での保管期間（1週間）内に不在連絡票に従い、再配達の手続きを行ってください。
- 不在等により受取りのなかった「保育士証」は、当センターに返送されます。（申請者より連絡が来次第、再送の手続きについてご案内いたしますが、再送に掛かる郵送料は申請者負担となります。）
- 「保育士証」が7月に入っても届かない場合、申請者本人より当センターまでご連絡ください。（その際、「通知書」に記載されている登録番号を伝えてください。）

(2) 「保育士証」の記載内容の確認

「保育士証」が「保育士登録済通知書」のとおり（または記載事項の誤りや変更事項届によりご連絡頂いたとおり）に記載されていない場合は、直ちに当センターへ連絡してください。



保育士証

本籍地 ○○県

保育士 花子

(注2) (登録花子)

平成××年××月××日生

登録番号 ○○県-××××××

登録年月日 令和×年3月××日

令和×年3月 指定保育士養成施設卒業

(注3)

**児童福祉法(昭和22年法律
第164号)の保育士として登録した
ことを証する**

令和×年3月××日

○○県知事 ○○ ○○ ○

知事印

保 育 士

注1：実際の大きさは、A4サイズです。

注2：申請の際に希望することにより、旧姓（外国籍の場合は現在の通称名）を併記することができます。（氏名欄の下に括弧書きで記載されます。）

注3：児童福祉法第18条の20の2第1項に規定する特定登録取消者が同項の規定により再び保育士の登録を受けた者に該当するときは「(児童福祉法第18条の20の2第1項の規定による登録)」と追記されます。

【別添2】

保育士登録申請書の変更事項届

[指定保育士養成施設3月卒業(修了)見込申請者専用]

卒業(修了)した指定保育士養成施設名	
保育士登録済通知書に記載の登録先都道府県(訂正・変更不可)	都・道府・県
保育士登録済通知書に記載の登録番号	-

区分	変更前(通知書の記載)	変更後	変更理由
氏名	(フリガナ)	(フリガナ)	
旧姓 (外国籍の場合は通称名)	併記を希望する場合は <input type="checkbox"/> に✓	保育士証への旧姓(外国籍の場合は通称名)併記を希望する場合や併記する内容を変更する場合は、必ず左の <input type="checkbox"/> に✓の上、下記に記入してください。左の <input type="checkbox"/> に✓と旧姓欄の両方に記入がない場合は、保育士証に併記されませんので、ご注意ください。	
	<input type="checkbox"/>	旧姓(外国籍の場合は通称名) (姓) (名)	
	※保育士登録済通知書に記載されている旧姓(外国籍の場合は通称名)を削除し、現在の氏名のみ記載する場合は右の <input type="checkbox"/> に✓を入れてください。		
生年月日	(昭和・平成) 年 月 日	同一都道府県内での本籍地変更の場合は、記入の必要はありません。	
性別	男・女		
本籍地都道府県	都・道府・県	都・道府・県	

※氏名や本籍地都道府県の他に、連絡先も変更された場合は、変更後の住所、電話番号を記入してください。連絡先のみ変更の場合、最寄の郵便局に転居届を提出してください。(変更事項届の提出は、不要です。)

連絡先住所	〒 -
電話番号	

令和7年4月 日

氏名

現在の氏名(外国籍の場合は本名)で署名してください。(印鑑は不要です。)

【ご注意】

この様式は、4月初旬に送付される「保育士登録済通知書」の記載内容(氏名・本籍地都道府県)に変更があった場合のみするものです。

添付書類：現在の戸籍抄本または戸籍の個人事項証明書の原本(発行日より6ヶ月以内のもので変更経緯がすべて確認可能なもの)

保育士証への旧姓併記に関する変更を希望する場合も添付が必要です。

現在の戸籍抄本だけで変更の経緯が確認できない場合は、以前の戸籍の証明書(除籍・改製原戸籍抄本等)も併せて添付してください。

添付方法：封筒の表に、「令和7年3月養成施設卒業(修了)変更事項届在中」と赤色で明記し、郵便局の窓口で簡易書留郵便をご利用の上、当センターあてにお送りください。

提出期限：令和7年4月18日(金)当センター必着

※提出があっても書類の不備があり、期限までに解消されない場合は受付できません。また、期限以降に変更が生じた場合は、保育士証がお手元に届いた後、同封の案内に従い、保育士証書換え交付申請を行ってください。